

いぶり教職員人事だより

◇◇ 学校職員個人調書を提出する時期となりました ◇◇

教職員の人事異動は、管内の人事異動実施要項に基づき行いますが、特に、「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」(平成28年3月道教委)に則って、女性登用拡大や仕事と子育て等の両立支援の観点から、子育てや親の介護等の家庭環境による事情がある場合、異動や昇任に当たって勤務地に配慮するなど人事上の配慮に努めていくこととしております。

平成30年度 一般教職員人事異動方針(抜粋)

管内の教育水準の向上を図るため、「胆振管内公立小中学校教職員」人事異動実施要項に基づき、人事異動を進めます。なお、次の点について重点的に取り組んで行くこととします。

- 1 同一校長年勤務者(基準年数を超過した者)の積極的な解消。
- 2 地区間(西部、中部、東部)交流の積極的推進。
特に、勤務年数4年以上の新採用者については、必ず他地区への異動に努める。

「胆振管内公立小中学校教職員」人事異動実施要項を改正しました!

新設

事務主幹の基準勤務年数

- 新設趣旨: 給与条例に等級別基準職務表が規定されたこと、職の重要性、配置促進の観点により新設。なお、適用は平成30年4月。
- 現 行: 同一校6年以上
- 新 設: 同一校3年以上

一部改正

他管内等への転出要件

- 改正趣旨: 地区間の異動を促進する観点により改正。なお、適用は平成30年4月とする。
- 現 行: 同一校3年以上
- 改 正: 管内2校(地区を異にする)かつ6年以上(同一校2年以上)

新設

異動に関する特殊事情

- 新設趣旨: 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を踏まえ、教職員個々の特殊事情を明確にする。
- 現 行: 規定なし
- 新 設: 教職員個々の特殊事情は、公平を欠かぬよう配慮する。

※子育て・介護等に係る特殊事情の具体は、「学校職員個人調書記入要領」をご覧ください。

再任用の配置の考え方を策定しました!

策定趣旨

特定の地域に再任用職員が集中し、学校の職員年齢構成にアンバランスが生じる等の懸念があることから配置の考え方を整理するもの。

考え方

- 配置に当たり、**現職中に3地区全てを経験した方の希望を優先**します。
- 通算、**18年以上勤務した市町への配置は行いません。**

自身のキャリアビジョンや、管内人事異動実施要項を踏まえ、今後のライフサイクルを計画してください。

今年度も引き続き、職員の意欲や能力を引き出す取組を実施します!

昨年度より実施している、「公募型人事」、「特別支援学校との人事交流」を引き続き実施します。

★公募型人事

公募校や取組内容等は、別途お知らせしますので、ご確認うえ、積極的に応募してください。

★特別支援学校との人事交流

特別支援学校において、特別支援教育に関する資質能力の向上を図ることを目的としています。詳細は、別途お知らせしますので、ご確認うえ、積極的に応募してください。

